ステーションサービス LINE No. 228

発行2024.10.28 東日本旅客鉄道労働組合

ステーションサービス協議会

申5号 本日申し入れを行う!! 就業規則の改正等について」に 関する申し入れ

夕月30日、JR東労組は「就業規則の改正等について」の説明を受けました。

今回の就業規則の改正について、繁忙手当の見直しは 一部の社員のみが適用されることから、繁忙期で努力を 重ねる対象外の駅で働く組合員・社員からは不満の声が

<u>寄せられています。</u>また、規程の新設・改正についても、そもそも内容が不明で、納得や理解が出来ないという声が出されています。

したがって、就業規則の改正等を実施するにあたり、改正内容が労使の共通認識である「人材流出の危機感と人材確保」に資するものなのか議論し、組合員・社員の不公平感や疑問を解消するために、下記のとおり申し入れました。

- 1. 今回行う就業規則の改正等を実施する目的を明らかにすること
- 2. 繁忙手当の見直しについて、1暦日につき 2,000 円に改訂する理由を明らかにすること。
- 3. 繁忙手当の見直しについて、繁忙手当を割増賃金の計算式から削除する根拠を明らかにすること。また、不利益が発生する場合の取扱いについて明らかにすること。
- 4. 繁忙手当の見直しについて、対象となる職場を拡大すること。
- 5. 基本給の一部見直しについて、基本給表の各等級の上限額及び下限額にそれぞれ 5,000円を加える理由を明らかにすること。
- 6. 業務災害給付等規程の新設及び関係規程の改正について、改正する根拠を明らかにすること。また、業務災害給付等規程の新設、関係規程の改正の内容を明らかにすること。
- 7. 実施日について、2024年12月1日に改正を行う根拠を明らかにすること。
- 8. 就業規則の改正等を行うにあたって、組合員・社員に丁寧に説明を行うこと。



申し入れ項目